

「公民館使用許可取り消し」をめぐる経過と事実関係

「町民と政党のつどい」実行委員会

1. 「つどい」の準備と公民館への使用許可申請

「戦争法反対池田町民の会」は10月下旬、「9条の会池田」など町内の団体によびかけて12月2日に「つどい」を開くこと決めた。その後、会場に予定した池田町公民館に使用許可を申請し、その日に受理されて許可を受けた。

11月中旬には、正式に実行委員会を結成し、チラシなどをつくるとともにウェブ上でも参加をよびかける活動にとりかかった。

(以下、教育委員会とのやりとり2~7の時系列的な経過は事務局長のメモによる)

2. 池田町公民館からの問い合わせ 11月29日(火)午後1時50分

11月29日、午後公民館から牛越事務局長(以下「事務局長」)に、「予定した部屋の使用について聞きたい」という電話が入った。

問い合わせの内容は、以下の通りだった。

- ① 「町民の会」で申請されているが、チラシには「実行委員会」とある。どのような関係か。
- ② 公民館規則で「選挙活動、特定政党を利害する用途では公民館を使用できない」ことになっている。これに抵触するのではないかという声が出ている。

これに対して事務局長は、公民館規則には抵触しないことを次のように説明した。

- ① に関しては、申請時にはまだ実行委員会が作られていなかった。その呼びかけの主要団体である「戦争法に反対する池田町民の会」で申請したこと。
- ② に関しては、現在選挙があるわけではないから選挙活動にはならない。実行委員会が政党を呼んで懇談会を行うことが目的である。政党が主催するものではないこと。

さらに、事務局長はクレームをつけた人に直接説明すると申し出たが、館長は「(相手の名前は)言えない」と答えた。

館長が事務局長の説明を理解し問題がないことを確認できたのかどうか、その判断を求めたところ、館長は「相談して連絡する」と答えたにとどまった。

3. 教育委員会との話し合い 11月29日(火)午後5時10分

午後5時近くになっても連絡がないので、事務局長は池田町教育会館に出向き、平林教育長、藤沢教育課長、平川公民館長と会って話し合いを行った。その内容は以下の通りである。

- ① 午後公民館長から電話があったことやその内容、相談して連絡するとしながら連絡がなかった点も含めて事実確認をした。

- ② 池田町の公民館規則「政党および宗教団体の公民館使用について」に関して意見交換。
教育委員会は「特定の政党の利害にあたる」と主張した。事務局長は「公民館規則は、ここに書かれている通り、政党の利用に条件をつけたもので、市民団体に適用するのは間違いである」と主張した。
- ③ 今回の「つどい」は池田町の公民館規則の制限には該当しない点を教育委員会が理解して使用可能であることで決着した。
- ④ 公民館長が、「申し込みがチラシと異なる」と再度持ち出したので、事務局長は「指摘があったので申請書を修正する」と申し出た。しかし、館長は「今回は変更しなくてもよい」と回答した。

4. 池田町公民館使用に係わる確認事項について」の通知 11月30日 午後7時

公民館長から午後7時になって、「池田町公民館使用に係わる確認事項について」なる文書が事務局長の自宅にファックスで送られてきた。

午後8時に、公民館長から「確認の内容はどうか」と電話で聞かれたので、「確認はできない。夜遅いので電話ではこれ以上話しはできない。明日公民館で話す」と答え、12月1日の午後3時過ぎに会って話し合うことを確約した。

29日の協議での内容を「まとめた」ものとする確認事項には、話し合っていないことや容認できない内容も含まれていた。しかし、その時点では条件は付されたが、事務局長は公民館の使用自体は許可されたものと受け取った。

5. 「池田町公民館の使用許可取り消し」の通知 12月1日 11時30分

12月1日11時30分に、公民館長より事務局長の携帯に電話があり、「午前中に、町長、副町長、教育長、公民館長はじめ全課長級の参加による庁議（定例）が開かれ、それを受けて12月2日予定の公民館使用について使用許可取り消しの決定をした」との通告があった。

事務局長は、次の場所を確保することを優先させるため、町からの説明は午後4時過ぎに受けることとした。

6. 池田町の公的施設使用の拒否 12月1日 午後

事務局長は公民館長から電話を受けたあと、午後すぐに池田町福祉会館に向かった。

福祉会館では、「会場は開いているが、町からの連絡が入っている。許可するには担当の福祉課長の承認が必要である」との対応だった。そのため、総合福祉センターに行き福祉課長と面談したところ、「(自分は) 庁議に出席している。町の決定には従わざるを得ない」として使用を拒否。福祉会館、総合福祉センターの使用を断念せざるを得なくなった。

民間の商工会館に問い合わせたところ、「この手の集会には貸し出していない」として、ここも使用を認められなかった。

あれこれ会場を探した結果、1丁目集落基幹センターをかりうじて借りることができた。

7. 町による「取り消し」理由の説明 12月1日 午後5時

12月1日午後5時、教育会館に事務局長が出向き、教育長・教育課長・公民館長3名と面談し、取り消し理由の説明を求めた。

教育委員会がのべたことは次の通りであった。

- ① 申請時は「会議」となっているが、チラシでは「つどい」となっている。
- ② チラシには「総選挙も野党共闘で勝利しましょう」となっている。これは特定政党を利することになり、社会教育法第23条に抵触する。

教育委員会は、「公民館規則には抵触しない」とした29日午後の合意や30日の「確認事項について」に関しては一切答えなかった。

取り消しの処分書については、2日午前中に正式文書として手渡すことを確約させ、同時に30日付けの「確認事項について」の原本を受け取った。

- ③ 2日午前に公民館長名の「池田町公民館使用取り消し通知書」が手渡された。この文書では、取り消しの根拠法令は記載されていなかった。

8. 12月2日のつどい 午後6時30分 池田1丁目集落基幹センター

この日、開会前の池田町公民館前では、会場変更を知らずに来る人のために案内係をおき、駐車場の手配をするなど混雑し、相当な負担を強いられることとなった。当然、電話連絡なども必要となったために、精神的な負担だけではなく、少ないとはいえ実害を強いられた。

少し遅れて開会された「つどい」には、政党代表として、下条みつ民進党長野県第2区総支部代表、清沢たつや日本共産党中信地区委員会常任委員、中川博司社民党長野県連幹事長、八木聡緑の党信州共同代表の各氏が参加した。また、町内外から約80名の町村民、市民が参加して、国政改革のあり方、野党共闘への道すじなどについて真剣に話し合いを行った。

この日の模様については、レイバーネットTVが取材しており、その録画をYouTubeで見ることができる。

9. 抗議文の手交 12月5日 午前9時

「つどい」実行委員会は、12月5日役場を訪れ、大槻副町長、平林教育長、中山総務課長、藤沢教育課長、平林公民館長に対して、『町民と政党のつどい』実行委員会の公民館取り消しに対し厳重に抗議する」との抗議文を読み上げて手交した。実行委員会側の出席は9名、これを取材した報道各社は信濃毎日新聞、市民タイムス、大糸タイムスの3社だった。他に政党関係でビデオ撮影が行われた。

この日の町側の答弁の主なものは以下の通りである。

- ① 前日に取り消したのは誤りたい。しかし、取り消しは正当である。
- ② 30日の「確認事項について」を納得していないというので、庁議で不許可とした。
(注) 12月1日の午後3時過ぎに「確認事項について」の説明を受け話し合う約束だったが、それが全く無視され、その前に取り消しが決定された。
- ③ 社会教育法第23条の考えが違う。これは職員と利用者が守らなければならない。
- ④ 公民館長は、就任1年8ヶ月になるが、「今まで許可が取り消しになった事例はない」と発言、教育課長も「(そのような事例は) ない」と認めた。

実行委員会からは、取り消し処分の理由について以下のような質問を行った。

- ① 申請内容と実施予定内容がどのように異なるのか。
- ② 特定の政党とはどの政党を「特定」したのか。
- ③ 特定の政党とどのように利害があると認定したのか。
- ④ チラシの内容のどの部分が「特定政党の利害に関する」と認定したのか。
- ⑤ 今後も今回と同様の審査、処分をする方針か。
- ⑥ これらに加えて、30日付けで発行された「確認事項について」で記載された内容の具体的説明を行うこと。

以上について、後日回答することを確約した。

10. 池田町の回答 12月16日

池田町は、12月16日、甕聖章町長・教育委員会名で『町民と政党のつどい』の公民館使用許可取り消しについて(回答)を「つどい」実行委員会に示した。

この文書は、その前文で、

- ①申請の記載内容とチラシの記載内容が異なること、
 - ②「つどい」の実施予定内容が社会教育法第23条第1項第2号に該当すること、
- を取り消しの理由にあげ、池田町公民館管理規則第5条第1項第1号の規定によって取り消したと明示。

さらに、社会教育法の規定についてつぎのような見解を示した。

「社会教育法第23条の規定は、公民館の社会教育の施設としての目的及び性格を確保するためのものであり、特定の政党に有利または不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏っての利用とならないようにするものであって、公民館を政党、政治家に利用させることを一般的に禁止するものではありません」

また、前文後半では、「つどい」の内容把握が11月29日であったために、取り消し通知が直前になったことを謝罪している。

ここで、重要なことは、この「回答」の最後に次のように述べていることである。

「今後をご指摘いただいたことなどから、法令等の再確認をし、核施設の貸出規定等を見直し、貸し出し事務の適正化を図るとともに、より多くの皆さまよりご利用いただくよう努めてまいります」

なお、抗議文を手交した際の質問に答えた部分は次の通りである。

① 申請内容と実施内容が異なる点はどこか

(答) 申請では使用者が「池田町民の会」だったが、チラシでは『『つどい』実行委員会』となっている。また、使用の目的が、「会議」から「集会」に変更されている。

② チラシ文面の「特定の政党の利害に関すること」とはどの部分か。

(答) 「野党共闘で勝利しましょう」「自公政権はもうゴメン!」「自公政権の暴走を止め、安倍内閣を退陣させるために、全国で野党共闘を実現させることが必要」との記述。

③ 特定政党とはどの政党か

(答) チラシに記載されている民進党、日本共産党、社民党、みどりの党の4党。

④ 一度許可された内容を庁議で覆した経過について

(答) 11月29日には、牛越事務局長との話の中で「使用許可はしていません」。また、11月30日付けの「確認事項」は、「11月29日の牛越氏とのお話に基づき、間違いのないよう確認をするためのもの」である。

庁議については、公民館長が判断するには「重大かつ複雑、緊急を要する事案」であるので、その要請を受けて審議をした。公民館長はその内容を参考として使用取り消しを決定した。

11. 池田町12月町議会 一般質問における服部久子議員の質問 12月18日

服部議員は、初めに公民館使用取り消しに関する経過を述べた後、前日に取り消すのは社会常識に反する。別の場所を提供してもよかったのではないかと質問。

藤沢教育課長は、

① 取り消しが前日になったことについては文書で謝罪、

② 今後はこのようなことのないよう、各施設の貸出規定を見直し事務の適正化を図る、

③ 公民館の目的については社会教育法の第20条に定義されている。単なる貸し館施設ではなく社会教育施設である。そのために同法23条に「行ってはならない」行為が規定されている、

などと答えた。

この中で、とくに11月29日の「確認事項」は「牛越さんが言われたことを文面にした」と述べたことに注目しておきたい。

服部議員の質問と町の答弁の主な部分については<別記>で記載する。

<以上>

<別記>12月28日の池田町議会一般質問における服部議員の質問から

① 取り消しに至る経過についての服部議員の質問に答えて藤沢教育課長は次のように答えた。

(注) 事務局長の個人名はすべて「事務局長」と直して記載しています。

11月29日に「12月2日にそちら（公民館）で行われるチラシをみたが、このような内容のことが行われるのか」というお問合せがありました。開催予定日のすでに3日前であることから、開催内容の確認をするため、取り急ぎ申請者の池田町民の会の事務局長に連絡を取り、当日の夕方、平川公民館長、平林教育長と私の3名でお話を伺いました。

チラシに記載されている内容が、申請時の申請者「池田町民の会」事務局長から、主催者「町民と政党のつどい池田町実行委員会」、構成団体「戦争法に反対する池田町民の会、9条池田ほか」に、また実施予定内容が会議から集会に変更されていること、チラシの内容が公民館の使用制限に該当することについてお話をいたしました。

11月4日の申請は内容が決まっていなかったので仮押さえをした、選挙はまだ2年先である、選挙にかかわる集会ではない、選挙に関する話題・議論はしない等の事務局長からの話であったため、使用制限に該当しなければ許可の可能性のある旨をお話しました。

また、事務局長からは、自民党議員からの参加要請があったが断ったとお話もありました。

翌日30日ではありますが、先ほど申しました29日に事務局長とお話をした内容に間違いがあつてはいけけないので、確認のため文書でお届けしたいと申し上げたところ、事務局長のご要望によりFAXでお送りしました。事務局長からは内容は承諾できないとお返事をいただき、具体的内容についてはお話をできませんでした。

こちらからお送りした文書は11月29日に事務局長が言われたことを文面にしたもので確認をしていただくためのものであります。一般的には誤解を招く文面もありますが、こちらから指導などをしたものではありません。

公民館長、教育委員会では29日のお話で納得頂けたと理解をしていたわけではありますが、確認事項は承諾できないことから再度使用許可について検討しました。

公民館長が判断するには重大かつ複雑で、さらに開催日がすでに翌々日であることから、1日に行われる庁議において、参考となる事例や類する事例がないか検討をいただくこととしました。この審議内容とチラシの掲載内容、事務局長様との話の内容から公民館長が取り消しの判断をしました。

以上の通り、公民館、教育委員会ではできる限りすみやかな対応に努めましたが、何分にも開催日の3日前に情報を把握したことから許可取り消しが開催日の前日になってしまいました。もう少し早くご連絡をいただければご協力できることがあったかと思えます。

(答弁ここまで)

② また、今後の対応について聞かれて、藤沢教育課長は、質問には答えず次の質問事項に答えて次のように答えた。

昨年 9 月 10 日に「戦争法反対」の集会を開催されたことについてであります。使用許可申請書を確認したところ、申請者の団体名は「戦争法に反対する池田町民の会」、氏名は事務局長名、使用目的は会議になっておりました。ただいまのご質問から内容が集会であったということではありますが、その内容によっては許可または許可の取り消しの可能性もあったかと思えます。

今回のチラシの記載内容のように公民館の使用制限に該当するものでなければ、集会として申請して使用頂けます。今回につきましては、開催日の直前にその実施内容の確認がされたためその取り消しとなりました。

③ あらためて政党や政治団体の使用申請に対する基準を求められて、平林教育長は次のように答弁した。

いずれにいたしましても、公民館はみなさんに使って頂きたいということが基本であります。ただし社会教育法第 23 条第 1 項 2 項にあります要件に該当しない限り、すべての方に開放していきたい、そんな考え方があります。

④ 公民館が町民に開かれた場となるようにすることが大事ではないのかという問いに、甕町長は次のように答えた。

いきさつについては課長がお話した通りであります。公民館利用に関して決して政治に関することを否定するものではありません。それは十分受け入れてまいるつもりであります。今回社会教育法 23 条の件で判断しにくい面もありましたけれども、これに抵触するという判断をし、取り消すという決定をさせていただきました。

これから大事なことは、どんな集会であるのかを前もって調べていかなくちやいけないなど強く感じたことでもあります。公民館貸し出し条例等の整備も行って参りたいと思いません。

⑤ 服部議員は広島市の例をあげて、今回の事例は町民の自発的な行動に水を差す行為だったのではないかと質問に、甕町長は前半部分については答えず、次のように答弁した。

いろいろ解釈はあると思いますが、こちらとしては、安倍首相の話が出ましたが、「特定の政党にとくに有利または不利な条件で利用させることや特定の政党に偏って利用

させることは許されないが」という前段がありますが、これが（社会教育法）23 条に匹敵するのかなと思いますけれども、この部分に抵触するということで考えさせていただいたわけであります。決して公民館利用、公共施設利用に関して門戸をとぎすものではないが、条件は必要かと感じております。

<以上>

（訂正とお詫び） 1月20日に公開した後、一部記載に誤りがありました。
3 ページ下から 3 行目、レイバーネットTVがビデオ撮影したという記述がありましたが、その事実はなく、ビデオ撮影は社民党関係の方によるものでした。お詫びして訂正します。